

埋蔵文化財包蔵地に該当する場合

照会地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する場所で工事を行う場合は、文化財保護法第93条第1項に基づく「埋蔵文化財発掘の届出」の提出が義務付けられ、工事着手の60日前までに届け出る必要があります。

届出は、南国市教育委員会で取り扱いなどに関する意見を付けたうえで、高知県歴史文化財課に提出しますので、南国市教育委員会生涯学習課文化財係に2部提出してください。

提出書類

- ① 埋蔵文化財発掘の届出について
- ② 添付書類：現地案内図・配置図・基礎伏図・基礎深度のわかる断面図など
(特に基礎・擁壁・浄化槽等の掘削範囲、深度に関する図面が必要)

存否確認のための試掘確認調査の実施

現況が更地などで試掘確認調査が可能と判断できる場合、市教育委員会が試掘確認調査の実施をお願いします。地権者の同意を得たうえで「発掘調査承諾書」・「同意書」を提出いただき、市教育委員会が試掘確認調査を実施します。試掘確認調査の費用は市教育委員会が負担することができます。調査は、対象の敷地内に数箇所の3m角程度の調査区を設定し、掘削して遺跡の存否を確認します。

調査の結果、遺跡の存在が確認され、工事により破壊されてしまう場合には、本発掘調査が必要となります。ただし、その範囲が狭小な場合には立会調査となる場合もあります。

取り扱い協議

試掘確認調査の結果等と工事内容とを比較し、具体的な取り扱いを協議します。

その結果、県から通知される対象地に対する取り扱いの内容は次の4種類のうちいずれかとなります。

- ・現状保存
- ・本発掘調査
- ・立会調査
- ・慎重工事

立会調査の実施

工事によって遺跡に与える影響が少ないと判断できる工事の場合は、立会調査となります。

立会調査では、市の文化財担当職員が掘削工事に立会い、必要に応じて図面・写真をとります。工事により遺跡が壊される場合には、その部分の発掘調査を実施することがあります。

本発掘調査の実施

試掘確認調査実施の結果を受けて遺跡の具体的な取り扱いについて協議をし、工事によって遺跡が壊されることになる場合は、本発掘調査を実施します。

本発掘調査の目的は、工事により、やむを得ず破壊されてしまう埋蔵文化財を発掘し、記録として保存することにあります。この調査は、現地発掘調査と整理調査からなり、成果を一般に公開するために報告書を作成します。現地発掘調査終了後、遺跡の取り扱いについて再度協議をします。

なお、本発掘調査の費用負担は事業目的により異なります。

(1) 営利目的のマンション・分譲住宅建築、土木工事等の場合は、当該埋蔵文化財の現状保存を不可能とする原因となった事業者負担していただき、調査を実施します。

(2) 個人専用のための土木工事・住宅建築等の事業の場合は、公費負担により調査を実施できる可能性があります。

(問い合わせ先)

南国市教育委員会生涯学習課文化財係 南国市立田405番地(受付時間:平日8:30~17:15)

電話: 088-802-6062 FAX: 088-802-6063